## 議案第81号

杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 上記の議案を提出する。

平成27年11月26日

提出者 杉並区長 田 中 良

杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 第1条 杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例(平成12年杉並区条例第18 号)の一部を次のように改正する。

第11条第1項中「すべて」を「全て」に改め、同条第3項第3号及び第4号中「5,500円」を「6,000円」に改める。

第30条第2項中「100分の80」を「100分の90」に、「100分の100」を「100分の110」に改め、同条第3項中「100分の80」を「100分の90」に、「100分の37.5」を「100分の42.5」に、「100分の100」を「100分の110」に、「100分の47.5」を「100分の52.5」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1 (第6条関係)

幼稚園教育職員給料表

職員の	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
区分	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円		円	円	円
	1 168, 100		259, 900	305, 000	342, 700
	2	170, 200	262, 000	307, 300	345, 300
	3	172, 300 264, 100 309, 600		347, 900	
	4	174, 400	266, 200	311, 800	350, 500
	5	176, 600	268, 400	314, 100	353, 100
	6	178, 700	270, 800	316, 300	355, 600
	7	180, 800	272, 900	318, 700	358, 100
	8	182, 900	275, 100	320, 900	360, 500
	9	185, 200	277, 300	323, 200	362, 900
	10	187, 400	279, 500	325, 500	365, 300
	11	189, 600	281, 700	327, 600	367, 600
	12	191,800	283, 800	329, 800	370,000
	13	194,000	286,000	332, 000	372, 400
	14	195, 800	288, 100	334, 300	374, 700
	15	197, 700	290, 300	336, 600	376, 900
	16	199, 600	292, 600	339, 100	379, 100
	17	201, 400	294, 800	341, 500	381, 200
	18	203, 300	297, 100	343, 900	383, 200
	19	205, 300	299, 400	346, 400	385, 300
	20	207, 300	301,700	348, 900	387, 300
	21	209, 300	304,000	351, 400	389, 200
	22	211, 200	306, 200	353, 700	391, 100
	23	213, 100	308, 600	356, 100	392, 900
	24	215, 000	310, 800	358, 400	394, 500
	25	216, 900	313, 100	360, 700	396, 300
	26	218, 700	315, 300	362, 900	398, 000
	27	220, 700	317, 500	365, 200	399, 600
	28	222, 600	319, 800	367, 300	401, 300
	29	224, 500	321, 900	369, 400	402, 900
	30	226, 700	324, 100	371, 400	404, 300
	31	228, 800	326, 200	373, 500	405, 700
	32	230, 900	328, 300	375, 400	407, 100

33	233, 100	330, 500	377, 200	408, 500
34	235, 100	332, 500	379, 100	409, 700
35	237, 200	334, 600	380, 800	411,000
36	239, 300	336, 600	382, 300	412, 200
37	241, 400	338, 500	383, 800	413, 400
38	243, 600	340, 400	385, 200	414, 500
39	245, 700	342, 200	386, 500	415, 500
40	247, 900	344,000	387, 800	416, 500
41	250, 100	345, 800	389, 100	417, 500
42	252, 200	347, 500	390, 300	418, 400
43	254, 400	349, 200	391, 500	419, 300
44	256, 500	350, 800	392, 600	420, 100
45	258, 700	352, 400	393, 600	420, 900
46	260, 800	354,000	394, 500	421, 700
47	262, 700	355, 500	395, 500	422, 400
48	264, 900	357,000	396, 500	423, 100
49	267, 000	358, 500	397, 500	423, 800
50	269, 200	359, 900	398, 400	424, 500
51	271, 500	361, 200	399, 200	425, 100
52	273, 600	362, 600	400, 100	425, 700
53	275, 800	364, 000	400, 900	426, 200
54	277, 900	365, 300	401, 700	426, 800
55	280, 100	366, 500	402, 500	427, 400
56	282, 300	367, 800	403, 300	428, 000
57	284, 400	369,000	404, 000	428, 700
58	286, 500	370, 100	404, 700	429, 300
59	288, 500	371, 200	405, 400	429, 900
60	290, 600	372, 300	406, 100	430, 500
61	292, 700	373, 400	406, 800	431, 100
62	294, 700	374, 500	407, 400	431,600
63	296, 800	375, 500	408, 000	432, 200
64	298, 900	376, 400	408, 600	432, 800
65	300, 900	377, 400	409, 300	433, 200
66	302, 900	378, 300	409, 800	433, 700
67	305, 000	379, 200	410, 400	434, 200
68	307, 000	380, 100	411,000	434, 700

		i i		
105	358, 800	402, 000	428, 700	
106	359, 400	402, 500	429, 100	
107	359, 900	403, 000	429, 500	
108	360, 500	403, 500	429, 900	
109	361, 200	403, 900	430, 200	
110	361,700	404, 400	430, 600	
111	362, 200	404, 900	431,000	
112	362, 700	405, 400	431, 400	
113	363, 200	405, 900	431, 700	
114	363, 700	406, 300		
115	364, 200	406, 700		
116	364, 700	407, 100		
117	365, 200	407, 500		
118	365, 600	407, 900		
119	366, 100	408, 300		
120	366, 600	408, 700		
121	367, 100	409, 100		
122	367, 600	409, 400		
123	368, 100	409, 800		
124	368,600	410, 200		
125	369,000	410,600		
126	369, 400	411,000		
127	369, 800	411, 400		
128	370, 200	411,800		
129	370,600	412, 100		
130	370, 900			
131	371, 300			
132	371, 700			
133	372, 100			
134	372, 500			
135	372, 900			
136	373, 300			
137	373, 700			
138	374, 100			
139	374, 500			
140	374, 900			

再任用 職 員		230, 300	269, 200	291, 500	329, 700
	169	386, 100			
	168	385, 700			
	167	385, 300			
	166	385, 000			
	165	384, 600			
	164	384, 300			
	163	383, 900			
	162	383, 500			
	161	383, 100			
	160	382, 700			
	159	382, 300			
	158	381, 900			
	157	381, 500			
	156	381, 100			
	155	380, 700			
	154	380, 300			
	153	379, 900			
	152	379, 600			
	151	379, 200			
	150	378, 800			
	149	378, 400			
	148	378, 000			
	147	377, 600			
	146	377, 200			
	145	376, 400			
	143 144	376, 100 376, 400			
	142	375, 700			
	141	375, 300			

第2条 杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。 第30条第2項中「100分の90」を「100分の85」に、「100分の 110」を「100分の105」に改め、同条第3項中「100分の90」を 「100分の85」に、「100分の42.5」を「100分の40」に、「1 00分の110」を「100分の105」に、「100分の52.5」を「10

附則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成28年4 月1日から施行する。
- 2 次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から適用する。
  - (1) 第1条の規定(第30条第2項及び第3項の改正規定を除く。)による改正後の杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例の規定 平成27年4月1日
  - (2) 第1条の規定(第30条第2項及び第3項の改正規定に限る。)による改正後の杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例の規定 平成27年12月1日
- 3 平成27年4月1日(以下「適用日」という。)からこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までの間において、第1条の規定による改正前の杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例(以下「改正前の条例」という。)の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあった職員のうち、特別区人事委員会(以下「人事委員会」という。)の定める職員の第1条の規定による改正後の杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定による当該適用又は異動の日における号給は、人事委員会が定める。
- 4 適用日前に職務の級を異にして異動した職員及び人事委員会が定めるこれに準ずる職員の適用日における号給については、その者が適用日において職務の級を 異にする異動等をしたものとした場合との均衡上必要と認められる限度において、 人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。
- 5 施行日から平成28年3月31日までの間において、改正後の条例の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又は

その受ける号給に異動のあった職員の当該適用又は異動の日における号給については、当該適用又は異動について、まず改正前の条例の規定が適用され、次いで当該適用又は異動の日から改正後の条例の規定が適用されるものとした場合との均衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

- 6 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。
- 7 附則第3項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

### (提案理由)

幼稚園教育職員の給与を改定する必要がある。

杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表 (抄)

第1条による改正(杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部改正)

新 条 例 <sub>|</sub> 旧 条 例

(扶養手当)

- 第11条 扶養手当は、扶養親族のある 職員の全て に対して支給する。
- 2 略
- 3 扶養手当の月額は、次の各号に掲げる扶養親族の区分に応じて、扶養親族 1人につき当該各号に掲げる額を合計 して得た額とする。
  - (1)及び(2) 略
  - (3) 前項第2号から第5号までに掲げる者のうち2人(前号に該当する 扶養親族を有する場合にあっては、1人)までのもの 6,000円
  - (4) 前項第2号から第5号までに掲 げる者のうち前2号に該当するもの 以外のもの 6,000円
- 4 略

(勤勉手当)

第30条 略

2 勤勉手当の額は、職員の勤勉手当基 礎額に、勤務成績に応じて教育委員会 規則で定める支給割合を乗じて得た額 とする。この場合において、教育委員 (扶養手当)

- 第11条 扶養手当は、扶養親族のある 職員のすべてに対して支給する。
- 2 略
- 3 扶養手当の月額は、次の各号に掲げる扶養親族の区分に応じて、扶養親族 1人につき当該各号に掲げる額を合計 して得た額とする。
  - (1)及び(2) 略
  - (3) 前項第2号から第5号までに掲 げる者のうち2人(前号に該当する 扶養親族を有する場合にあっては、1人)までのもの 5,500円
- (4) 前項第2号から第5号までに掲 げる者のうち前2号に該当するもの 以外のもの <u>5,5</u>00円
- 4 略

(勤勉手当)

第30条 略

2 勤勉手当の額は、職員の勤勉手当基 礎額に、勤務成績に応じて教育委員会 規則で定める支給割合を乗じて得た額 とする。この場合において、教育委員 会が支給する勤勉手当の額の総額は、 前項の職員の給与月額に<u>100分の9</u> <u>0</u>(第10条の規定に基づき管理職手 当の支給を受ける職員にあっては<u>10</u> <u>0分の110</u>)を乗じて得た額の総額 を超えてはならない。

- 3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の90」とあるのは「100分の42.
   5」と、「100分の110」とあるのは「100分の52.5」とする。
- 会が支給する勤勉手当の額の総額は、 前項の職員の給与月額に<u>100分の8</u> <u>0</u>(第10条の規定に基づき管理職手 当の支給を受ける職員にあっては<u>10</u> <u>0分の100</u>)を乗じて得た額の総額 を超えてはならない。
- 3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の8</u>0」とあるのは「<u>100分の37</u>5」と、「<u>100分の100</u>」とあるのは「<u>100分の47.5</u>」とする。 4~7 略

例

新 条 例 | 旧 条

第2条による改正(杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部改正)

(勤勉手当)

#### 第30条 略

- 2 勤勉手当の額は、職員の勤勉手当基 礎額に、勤務成績に応じて教育委員会 規則で定める支給割合を乗じて得た額 とする。この場合において、教育委員 会が支給する勤勉手当の額の総額は、 前項の職員の給与月額に100分の8 5(第10条の規定に基づき管理職手 当の支給を受ける職員にあっては10 0分の105)を乗じて得た額の総額 を超えてはならない。
- 3 再任用職員に対する前項の規定の適

(勤勉手当)

#### 第30条 略

- 2 勤勉手当の額は、職員の勤勉手当基礎額に、勤務成績に応じて教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、教育委員会が支給する勤勉手当の額の総額は、前項の職員の給与月額に100分の90(第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあっては100分の110)を乗じて得た額の総額を超えてはならない。
- 3 再任用職員に対する前項の規定の適

用については、同項中「<u>100分の8</u> | 用については、同項中「<u>100分の9</u> 5」とあるのは「100分の40 0」とあるのは「100分の42. のは「100分の50」とする。

 $4 \sim 7$  略

\_\_」と、「100分の105」とある| 5」と、「100分の110」とある のは「<u>100分の52.5</u>」とする。

# 給与改定の概要

# 杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

項目	改正内容									
給 料 表	別表第 1 職員給与が民間従業員給与を下回る公民較差(1,413 円、0.35%)を解消する ため、給料月額を引き上げる。									
扶養手当	配偶者以外の扶養親族(職員に配偶者のない場合における子のうちく。)に係る手当額(月額) 現 行 改 正 5,500円 6,000円									
期末手び 当 当	職員の支給月数  現 行  区分 期末 勤勉 合計 6月期 1.15 0.80 1.95 12月期 1.20 0.80 2.00 3月期 0.25 - 0.25 合計 2.60 1.60 4.20  管理職員の支給月数  ・ 現 行  区分 期末 勤勉 合計 6月期 0.95 1.00 1.95 12月期 1.00 1.00 2.00 3月期 0.25 - 0.25 合計 2.20 2.00 4.20	第1条による改正 (平成27年度の支給月数) 期末 勤勉 合計 1.15 0.80 1.95 1.20 0.90 2.10 0.25 - 0.25 2.60 1.70 4.30  第1条による改正 (平成27年度の支給月数) 期末 勤勉 合計 0.95 1.00 1.95 1.00 1.10 2.10 0.25 - 0.25 2.20 2.10 4.30	第2条による改正 (平成28年度の支給月数) 期末 勤勉 合計 1.15 0.85 2.00 1.20 0.85 2.05 0.25 - 0.25 2.60 1.70 4.30  第2条による改正 (平成28年度の支給月数) 期末 勤勉 合計 0.95 1.05 2.00 1.00 1.05 2.05 0.25 - 0.25 2.20 2.10 4.30							

	井仕用墹	裁員の支給月数 現 行			第1条による改正 (平成27年度の支給月数)		第2条による改正 (平成28年度の支給月数)			
	区分	期末	勤勉	合計	期末	勤勉	合計	期末	勤勉	合計
期末手当	6月期	0. 65	0. 375	1. 025	0. 65	0. 375	1. 025	0, 65	0.40	1. 05
	12 月期	0. 70	0. 375	1. 075	0.70	0. 425	1. 125	0. 70	0.40	1. 10
	3月期	0.10	-	0. 10	0.10	-	0. 10	0. 10	<u>0. 10</u>	0. 10
	合 計	1. 45	0. 75	2. 20	1. 45	0.80	2. 25	1. 45	0.80	2. 25
	口百	1.40	0.75	2. 20	1.40	0. 80	<u>Z. Z3</u>	1. 40	0. 80	2. 20
及 勤 勉 手 当	   再任用管理職員の支給月数									
		現行		第1条による改正 (平成27年度の支給月数)		第2条による改正 (平成28年度の支給月数)				
	区分	期末	勤勉	合計	期末	勤勉	合計	期末	勤勉	合計
	6月期	0.55	0.475	1. 025	0.55	0. 475	1.025	0. 55	0.50	1.05
	12 月期	0.60	0.475	1.075	0.60	0. 525	1. 125	0.60	0.50	1. 10
	3月期	0.10	-	0. 10	0.10	-	0.10	0. 10	-	0. 10
	合 計	1. 25	0.95	2. 20	1. 25	1.00	2.25	1. 25	1.00	2. 25
				1					l	
	行し、改	(正後の	給料表及	及び扶養	手当に	係る規定	官は平成			日から施 日から、
施行期日等	行し、改 勤勉手当	(正後の)	給料表及 規定は同	及び扶養 引年 1 2	手当に 月1日7	係る規定 から適用	宮は平成 引する。	27年	4月1日	目から、
施行期日等	行し、改 勤勉手当 2 第2条	で正後の に係る による	給料表及 規定は同 勤勉手当	及び扶養 同年12 áに係る	手当に 月1日7 改正は、	係る規定 から適用 平成 2	Eは平成 引する。 8年4	27年 月1日7	4月1日	目から、

給の調整を行うことができることとする。